

指定管理者等選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名：スポーツ課)

1 施 設 名		滋賀県立長浜ドーム（宿泊研修館を除く。）										
2 施 設 の 概 要		敷地面積：73,008.32㎡ 延床面積：15,243.54㎡ 施設構造：鉄骨トラス構造 一部鉄筋コンクリート造2階建										
		施設内容 （所在地）長浜市田村町1320 （設置目的）県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るとともに、 広く県民文化の向上に資することを目的とする。 （設置年月）平成4年3月										
募集概要	募集方法	公募										
	募集要項配布期間	令和7年9月12日 ～ 令和7年10月3日										
	申請受付期間	令和7年9月12日 ～ 令和7年10月3日										
	指定期間	令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日（5年間）										
	管理業務内容	(1) 屋内グラウンド、トレーニング室、練習室、会議室その他の施設および設備器具の提供 (2) 体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事および文化的行事の実施 (3) その他長浜ドームの設置の目的を達成するために必要な業務										
	管理料参考額	281,864,000円（消費税および地方消費税を含む。）										
4 応 募 状 況		<table><tr><th colspan="2">申 請 者</th><th rowspan="2">グループの構成 （グループ申請の場合）</th></tr><tr><th>所在地</th><th>名 称</th></tr><tr><td colspan="2">滋賀県大津市松本一丁目2-20</td><td>S・NKグループ</td><td>公益財団法人滋賀県スポーツ協会 日本管財株式会社</td></tr></table>		申 請 者		グループの構成 （グループ申請の場合）	所在地	名 称	滋賀県大津市松本一丁目2-20		S・NKグループ	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 日本管財株式会社
		申 請 者		グループの構成 （グループ申請の場合）								
所在地	名 称											
滋賀県大津市松本一丁目2-20		S・NKグループ	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 日本管財株式会社									
		合計 1グループ										
5 審査の概要および結果	審査方式	滋賀県指定管理者等選定委員会（スポーツ部会）において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。										
	選定委員会委員（スポーツ部会） *部会長 (50音順、敬称略)	石井 厚徳（公認会計士） 高橋 伊三男（彦根市スポーツ推進委員協議会会長） *松永 敬子（龍谷大学経営学部教授） 南 七重（弁護士） 明 世熙（びわこ成蹊スポーツ大学講師）										
	審査基準	別紙参照										
	審査経過	第1回 滋賀県指定管理者等選定委員会（スポーツ部会） （開催日）令和7年7月28日 （内容）指定管理者募集要項および審査基準について審議 第2回 滋賀県指定管理者等選定委員会（スポーツ部会） （開催日）令和7年10月14日 （内容）申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定										

審
査
結
果

指定管理者の候補者	S・NKグループ																																								
評価結果、選定理由、選定委員会の概要	【評価結果】 ○選定基準に基づく採点結果 <table> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準 1 (配点35点)</th><th>選定基準 2 (配点75点)</th><th>選定基準 3 (配点80点)</th><th>選定基準 4 (配点90)</th><th>選定基準 5 (配点20点)</th><th>合 計</th></tr> <tr> <td>S・NKグループ</td><td>27.8</td><td>59.8</td><td>59.2</td><td>68.0</td><td>14.0</td><td>228.8</td></tr> </table> ※点数は各委員の平均値 (300点満点) ○各委員の採点結果 <table> <tr> <th>申 請 者</th><th>A 委 員</th><th>B 委 員</th><th>C 委 員</th><th>D 委 員</th><th>E 委 員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> <tr> <td>S・NKグループ</td><td>219</td><td>215</td><td>222</td><td>236</td><td>252</td><td>1144</td><td>228.8</td></tr> </table> ○提示額一覧表 <table> <tr> <th>申 請 者</th><th>提 示 額</th></tr> <tr> <td>S・NKグループ</td><td>281,800,000円</td></tr> </table> 【選定理由】 滋賀県指定管理者等選定委員会スポーツ部会において、申請書類について審査・採点を行った結果、審査基準を満たしており、適切な管理運営が期待できると判断されたため。 【指定管理者等選定委員会の概要】 - 施設の管理運営体制は、現指定管理者としての実績が充分にあり、また、熱中症対策や雷対策などの安全対策も適切に実施されている。 - 職員研修を適切に行っており、日々の対応事例を随時職員間で共有するなど現場での実施体制も問題ないとする。 - 電光掲示板を活用したパブリックビューイングやトップアスリートチームとの交流など施設独自の取組を多く提案されており、施設の活性化が期待できる。							申請者	選定基準 1 (配点35点)	選定基準 2 (配点75点)	選定基準 3 (配点80点)	選定基準 4 (配点90)	選定基準 5 (配点20点)	合 計	S・NKグループ	27.8	59.8	59.2	68.0	14.0	228.8	申 請 者	A 委 員	B 委 員	C 委 員	D 委 員	E 委 員	合計	平均値	S・NKグループ	219	215	222	236	252	1144	228.8	申 請 者	提 示 額	S・NKグループ	281,800,000円
申請者	選定基準 1 (配点35点)	選定基準 2 (配点75点)	選定基準 3 (配点80点)	選定基準 4 (配点90)	選定基準 5 (配点20点)	合 計																																			
S・NKグループ	27.8	59.8	59.2	68.0	14.0	228.8																																			
申 請 者	A 委 員	B 委 員	C 委 員	D 委 員	E 委 員	合計	平均値																																		
S・NKグループ	219	215	222	236	252	1144	228.8																																		
申 請 者	提 示 額																																								
S・NKグループ	281,800,000円																																								

別紙 《 滋賀県立長浜ドームの審査の基準 》

選定基準	審 査 項 目	審 査 内 容	確認する書類	配点	計
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること（1号）	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。（10）	・事業計画書（運営方針）（運営計画）	10	35
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。（10）		10	
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。（15）		15	
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること（2号）	施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。 提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか。（15）	・事業計画書（運営方針）（運営計画）（実施体制表） ・収支計画 ・付属資料	15	75
	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。 利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。 また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。（20）		20	
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取り組みがなされ、収入増が図られているか。（20）		20	
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。（20）		20	
3 事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。（3号）	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容（外部への一部委託を含む）となっているか。（40）	・事業計画書（経費見積額） ・収支計画	40	80
		参考額をどの程度下回っているか。（40）		40	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること（4号）	実施体制	施設の機能を十分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。（20）	・収支計画 ・施設管理実施体制表 ・従業員雇用計画 ・会社概要 ・会社定款 ・法人の登記事項証明書 ・財務諸表 ・登録証明書等	20	90
		職員の指導育成や研修体制が整っているか。（10）		10	
		十分な安全対策を講じているか。（20）		20	
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。（20）		20	
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。（10）		10	
	人権への配慮	職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働ける職場づくりへの配慮がなされているか。（10）		10	

5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項 (グループ申請の場合は、代表企業について該当する項目がある場合に加点を行う。)	地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	・県内に本店を有する事業者であるか（１０）	・会社定款	10	20
		・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。（２）	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(県発行)の写し ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し	2	
		・高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。（２）	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	2	
		・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。（２） ア 障害者の雇用にに関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 イ 障害者の雇用にに関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ウ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・（障害者の雇用にに関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用にに関する状況の報告義務がない事業者）申立書の写し ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(県発行)の写し ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し	2	
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。（２）	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（県発行）の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	2	
		・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。(2) ア 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001に適合している旨の認証 イ 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ウ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	・アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、その認証証・登録証の写し	2	
・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。			合計	300	300

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「施設の効用の最大化」、「経費の縮減」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。

また、選定基準ごと(滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く)の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。